

議題 1. 実施設計技術支援者選定プロポーザル審査結果報告について (参考資料)

1. 白井市庁舎整備実施設計技術支援者選定プロポーザル募集要項 (抜粋)

【参加資格等】

本プロポーザルの参加者は、単体企業とし、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者。
ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者。
- (3) 平成26・27年度白井市建設工事等入札参加適格者名簿に「建築一式工事」で登録があり、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者。
- (4) 元請負人として完了した日本国内の工事であって、国又は地方公共団体等※が発注した工事で過去10箇年（平成17年度から平成26年度の間）に延べ床面積4,000㎡以上の新築工事の完了実績を有し、又は、延べ床面積5,000㎡以上の耐震改修工事の完了実績を有する者。

※国又は地方公共団体等とは次のとおりとする。

- ① 国：省庁及び独立行政法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関）
 - ② 県：都道府県並びに都道府県が設立した道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社及び地方独立行政法人
 - ③ その他：市町村及び地方公共団体の組合（地方自治法第284条第1項に規定する組合）
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中又は破産手続き中でない者。
 - (6) 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による「経営に関する客観的事項の審査」（以下「経営事項審査」という。）を受け、平成26・27年度白井市入札参加適格者名簿に登録されている者であって、参加表明書の提出日から本件工事の落札決定までの間、請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。
 - (7) 建設業法に基づく営業停止処分期間中でない者。
 - (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可のうち、建築一式工事の特定建設業許可を受けている者。
 - (9) 千葉県内に本社（本店）又は支社（支店、営業所等）がある者。

- (10) 経営事項審査の「建築一式」での総合評定値が1,600点以上である者。
なお、この場合の総合評定値は入札参加資格審査申請を行った際の審査基準日における総合評定値とする。
- (11) 参加表明書の提出日から「白井市入札に係る暴力団対策措置要綱」に基づく排除措置を受けていない者。
- (12) 次の基準を満たす技術者を配置できる者。
一級建築士、1級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者とする。
- (13) 施工予定者選定及びその後の実施設計への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者。
- (14) 工事の設計者と資本若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しない者。
・設計者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。
・代表権を有する役員が当該設計者の代表権を有する役員を兼ねている者。

【プロポーザルへの参加者数及び評価点の下限】

参加者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

なお、参加者の評価点が別途定める審査要領により6割を超えなかったときは、契約を締結しない。

2. 白井市庁舎整備実施設計技術支援者選定プロポーザル審査要領（抜粋）

【評価事項に対する配点】

白井市庁舎整備工事について、適切な施工予定者を選考するため、下記のとおり評価基準を設けて、選定委員会において慎重に審査する。

項目		様式	評価事項	配点	
企業の技術力及び姿勢 (15%)		3	監理技術者の経験及び資格等	3.0	
		6	協働作業担当者名簿	3.0	
		9	企業の施工実績	5.0	
		10	品質管理マネジメントシステムの取組状況	2.0	
		10	環境マネジメントシステムの取組状況	2.0	
提案項目 (50%)	技術提案 (44%)	7-1-1	工程管理に関する技術的所見	6.0	
		7-1-2			
		7-2	施工上の課題に対する技術的所見	6.0	
		7-3	近隣への影響に関する施工上配慮すべき事項	6.0	
		7-4	安全面に関する施工上配慮すべき事項	6.0	
		7-5	実施設計段階での市及び設計事業者とスムーズな連携を図るための具体策	4.0	
		7-7	その他市にとって有益な提案	8.0	
	7-8	総合仮設計画	8.0		
		市内事業者活用等 (6%)	7-6	市内の建設事業者の活用方法	2.0
	7-6		市内の建設事業者以外の業種の活用方法	2.0	
7-6	市内での資材等の購入計画		2.0		
価格項目 (35%)		8	VE提案	25.0	
		11 12	概算見積価格	10.0	
計				100	